

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は結構マニアックな内容でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次のうち、法令で定義されていないものはどれか。

- (1) 産業廃棄物処理施設
- (2) 特別管理産業廃棄物処理施設
- (3) 産業廃棄物収集運搬業
- (4) 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- (5) 特別管理産業廃棄物処分業

### 【解説】

(1) の産業廃棄物処理施設は法第 15 条第 1 項で、(3) の産業廃棄物収集運搬業は法第 14 条第 1 項で、(4) の特別管理産業廃棄物収集運搬業は、法第 14 条の 4 第 1 項で、(5) の特別管理産業廃棄物処分業は法第 14 条の 4 第 6 項でそれぞれ許可を受けなければならないと規定されている。

(2) の特別管理産業廃棄物処理施設という許可の区分はなく、特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物処理施設等で処理されている。

正解 (2)

ちなみに、一般廃棄物の方も「特別管理一般廃棄物処理施設」という規定はありません。宿題がマニアックな内容でしたから、今回は再び基本に立ち返り「物の区分」から出題しましょう。

Q、次のうち、産業廃棄物にあたるのはどれか。なお、すべて不要な物である。

- (1) 金属加工製造業者が製品倉庫を自ら解体して排出された木くず
- (2) 畜産農家が自ら排出した紙製の肥料袋
- (3) 機械器具製造業者が原材料倉庫を自ら解体して排出されたコンクリートの破片
- (4) 精密機械製造業者が交換した応接室の古い天然繊維じゅうたん
- (5) 産業廃棄物処理業者の飼っていた番犬の死体

### 【解説】

産業廃棄物は、法第 2 条第 4 項で定義されるものである。このうち木くずは政令第 2 条第 2 号で建設業に係る工作物の新築、改築又は除去に伴って排出されたものや、木材又は木製品の製造業などから排出されたものが産業廃棄物に該当する。また、紙くずは政令第 2 条 1 号で建設業やパルプ、紙製造業など、天然繊維じゅうたんの繊維くずも政令第 2 条第 3 号で建設業や繊維工業から排出されるものが産業廃棄物に該当する。さらに動物の死体は畜産農業から排出されたものの

## ～廃棄物処理問題～

みが産業廃棄物に該当し、それ以外のものは一般廃棄物となる。

一方、政令第2条第9号の工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるコンクリートの破片その他これに類する不要物（いわゆるがれき類）は業種指定がないので、工作物の新築、改築又は除去が事業活動の一環であれば産業廃棄物に該当する。

正解（3）

「産業廃棄物は20種類」と勉強した方も多いと思います。たしかに法律と政令では20種類を規定しているのですが、現実問題としては「目の前にある<物>は、はたしてその20種類のうちどれに該当するのか?」「排出事業者の業種は日本産業分類のどれに該当するのか?」ってことですよね。多くの場合は、社会常識で判断可能とは思いますが、迷うようなケースでは行政窓口や協会に確認してみることも必要かと思います。あとは「場数」ですかね。では、その「場数」稼ぎにもう一問。

Q、次のうち、道路の改修工事により排出される廃棄物について誤っているものはどれか。

- (1) アスファルト・コンクリートは、産業廃棄物の定義にないので、一般廃棄物である。
- (2) 工作物の除去に伴って排出されるレンガ破片は、産業廃棄物のがれき類に該当する。
- (3) 下層にある再生路盤材を除去したものは、産業廃棄物のがれき類に該当する。
- (4) 金属製のガードレールは、産業廃棄物の金属くずに該当する。
- (5) コンクリート製の側溝は、産業廃棄物のがれき類に該当する。

### 【解説】

道路の改修工事は建設業に伴う事業活動であり、主な廃棄物の種類や処理の方法は「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成23年3月30日環廃産第110329004号環境省通知）に例示されている。

このうちがれき類については、工作物の新築、改築又は除去に伴って排出されるコンクリートの破片、その他これに類する不要物として、①コンクリート破片、②アスファルト・コンクリート破片、③レンガ破片が例示されている。

正解（1）

この問題は建設工事に伴って排出される「廃棄物」は、「産業廃棄物は20種類」のどれに該当させるべきか、ということで実際の建設現場を熟知している方にとっては比較的簡単な問題でしたかね。今回の宿題は引き続き「物の区分」からにしてみましよう。



### 宿題Q

次のうち、産業廃棄物に該当するものはどれか。

- (1) 一般家庭から排出されるペットの死体
- (2) 動物病院から排出される動物の死体
- (3) 動物園から排出される動物の死体
- (4) 牧場から排出されるウシの死体
- (5) 競馬のトレーニングセンターから排出されるウマの死体